

## 平成 29 年第 2 回定例会 環境農政常任委員会

平成 29 年 6 月 27 日

赤井委員

最初に、環境基本計画についてお伺いします。

先行会派でいろいろとその内容についてのお話をしておりますので、重複を避ける意味で、この環境基本計画の概要の基本的な方向としては、施策が三つ大きくある。持続可能な社会の形成、豊かな地域環境の保全、神奈川のチカラと協働・連携、この三つの大きな分野があるわけなのですが、そういう意味では、私がたしか 2 月の定例議会で、また去年の定例議会でも我が会派の高橋稔議員が SDG s の話をしました。

正に、環境という点では、この SDG s に一番ぴったりの内容がこの環境基本計画ではないかと思うのです。まず、環境基本計画と SDG s との時間的な問題について伺います。今回は、特にこの基本計画は 2016 年に策定をされておりますが、SDG s は 2015 年 9 月に発表されました。また、昨年 2016 年 12 月には、国が実施指針を出しております。そういう点で、時間的なタイム差はあると思うのですが、その辺については考慮できなかったのかどうか、それについて確認します。

環境計画課長

2015 年 9 月に、それまでのミレニアム開発目標にかわりまして、新たに SDG s が国連で採択されたことは、報道を通じて承知をしておりました。SDG s の内容を見たところ、例えば目標 7、すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保するにつましましては、再生可能エネルギーの普及とエネルギーの法律の改正のターゲットとされております。

一方、環境基本計画では、地球温暖化への対応で、事業者による CO2 削減に向けた取組や再生可能エネルギー導入の形として位置付けておりますように、SDG s と同じ考えを持っていると理解しております。

SDG s につましましては、貧困やジェンダーといった非常に広範囲な内容も含むことから、当時は、SDG s を念頭に置いた環境基本計画の策定は考えませんでした。

赤井委員

SDG s、持続可能な開発ということで、2015 年から 2030 年までの目標ということで国連が定めて、それを受けて、日本国としても実施指針を去年の 12 月に、これは主要先進国の中でトップを切って、それを決めました。そういうものを日本として決めたということと、この 7 月には、外務大臣が国連に行って、このことを発表するという話も聞いております。そういう意味での日本の今の取組の実施指針の状況等について、今分かる範囲で教えてもらえますか。

環境計画課長

国で定めた実施方針につましましては、八つの優先課題を掲げて、これに優先的に取り組むこととしていると承知をしております。

赤井委員

この実施指針について、先日の円卓会議があった中で、地方自治体に対して

SDGsを考慮して、環境計画についてしっかりと取り組みなさいということが、たしかうたわれていると思います。各種計画、それから戦略、方針の策定、改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励し、関係省庁の施策等も通じ、SDGs達成に向けての取組を促進することと、これは地方自治体に向けてのこういう提案がされているわけなのです。その辺について、神奈川県としての取組、また、各それぞれの日本の国の各自治体でいろんなことを取り組んでいるのではないかと思うのですが、その辺について今つかんでいる範囲で伺います。

環境計画課長

国内の取組状況でございますが、今年度に入りまして、三つの自治体、具体的には滋賀県、それから北九州市、札幌市で、いずれも国等と連携しまして、一般県民を対象としたシンポジウムが開催されると承知をしております。

赤井委員

今、神奈川県の取組等については聞いていなかったのですが、神奈川県の取組はいかがですか。

環境計画課長

本県では、県民、企業、行政等、105団体で構成されているかながわ地球環境保全推進会議が、これまで2回の研修を開催しております。

1回目は、昨年11月に、県内の企業や民間団体を対象として実施をしております。ここでは、SDGsに関する研究・取組を行っている、いわゆるISES、アイゼスや損保ジャパン日本興亜(株)からSDGsの概要や企業の取組について講演を行っていただきました。

そして2回目は、この5月になります。県内市町村、それから庁内を対象としまして、ISESからSDGsの概要について講演をしていただいたところでございます。

赤井委員

先ほど来、この環境基本計画ということで、2020年度までの目標で、大体ほぼ達成しているという状況が出ているのですが、今回のSDGsを評価しているドイツの団体からいいますと、日本では環境について非常に遅れているという、こういうコメントが出ています。実際には、こういう様々な環境に対しての配慮について、神奈川県もそうですが、日本は相当進んでいるとは思いますが、何でそういう評価なのでしょう。

環境計画課長

大変申し訳ないのですが、そこら辺については承知をしておりません。

赤井委員

今後の課題として、是非そういう点もしっかりとつかんでいただきたいと思うのです。国の円卓会議でも、そういう発表がされたと伺っております。それ以外の、例えば日本が進んでいる点というのは、例えば水や様々なそういう問題はいいのですが、それ以外で、何か遅れている。当委員会の所管には関係ないのですが、ジェンダー問題も日本は遅れているという点が出ております。

環境という点も何で遅れているのかと思ったので、その辺について、是非検討しておいていただきたいと思います。

また、神奈川県には、かながわ国際施策推進指針がありますが、これの懇話会で改定したらどうかという話がありました。指針の中に、SDGsをしっかりと取り入れていったらどうか、昨年提案があったと言われております。その辺も取り入れていただきたいと思います。

同時に、10ページの環境の学習ということで、今日説明がありましたが、人材の育成と協働・連携の推進、環境学習・教育の推進と基盤づくりという提案についても、これもESDとの兼ね合いということで、これもたしか提案をさせていただいたのです。SDGsをしっかりと取り入れていくということも、この環境学習に必要なではないかと思うのです。その辺について、教育委員会では、ESDの中でSDGsをしっかりと勉強していこうということを言っている。その辺について、教育委員会との連携はとれているのでしょうか。

環境計画課長

教育委員会とは連携をとって、ESDの推進についても取り組んでいるところでございます。

また、昨年度、環境計画課で環境学習の様々な課題を小学生から高校生までが理解しやすいようにビデオをつくっているのですが、これは環境学習教材になります。そういったことも教育委員会とESDの視点を盛り込んで作成しているところでございます。

赤井委員

今回のエコ10運動、エコ10日より、昨年の暮れのエコ10日より34号にもSDGsのこともうたっています。そういう点では少しずつですが、こちら辺については広がってきているし、また理解をされていてと思いますが、まだまだそういう点では、非常に遅れているのではないかと思います。

そして、SDGsもそうなのですが、今回の環境基本計画の進行状況等について、ホームページで経年的に把握できるデータを環境資料として公表しているということなのです。これを見せてもらいましたが、分野ごとの目標と指標項目に相違があるように思うのです。分野ごとの目標が、そのまま経年的なデータとして、項目がまるっきり同じで出ているのかと思ったら、そうではなかった。差があるのですが、その辺については意図があるのですか、それとも、そこら辺まで考慮しなかったのですか。

環境計画課長

現在のホームページにつきましては、まだ深く考えずに作成しているものでございます。環境指標というものが、県民の環境への関心とか理解を深めるためには非常に分かりやすいものでございます。この環境指標の公表につきましては、この6月に行われていると思います。そういった中では、現在、更新の準備もしておりますし、できるだけ県民の皆様方が分かりやすいホームページの作成に取り組んでまいりたいと考えております。

赤井委員

正にここに、県民の環境への関心や理解を深めるため、県民に分かりやすい指標でと、何か分かりやすい指標だから、分かりやすいように勝手に変えてしまったのだと思うのですが、それでは、せっかく環境についての様々な分野目標を決めていた意味がなくなってしまうと思うのです。分野目標と発表される

ものは、きちんと整合性のあるものにしておいてもらいたいです。

6月に更新もかけるということですから、更新のときに、是非その辺についてはチェックをしていただきたいと思います。

このSDGsについて先ほどから申し上げてきましたが、この件については、知事も先日の高橋稔議員の代表質問に対しまして、しっかりとSDGsを念頭に置いたグランドデザインの推進が必要だと答弁をしているわけなのですが、これは環境だけではないのです。さっきも言ったように、教育の問題から、いろんな問題が派生してくるので、SDGsは簡単にはいかないと思うのですが、今後の課題として、環境が一番基本になるかと思うので、SDGsの推進本部だとか推進条例だとか、いろんなものがこれから必要になってくると思うのです。そういう点についての提言を、是非、環境農政局長にしてもらいたいと思うのですが、このSDGsに対する取組について、前に環境農政局長が産業労働局にいたときに、この点のお話について、私はさせてもらったのです。たまたま縁がありまして、同じ局になりましたので、その辺についていかがでしょうか。

環境農政局長

今、委員からお話ございましたように、政府の実施指針によりますと、日本政府も、国で作成しております環境基本計画、地球温暖化対策計画、それから循環型社会形成推進基本計画、さらに生物多様性国家戦略2012-2020に関して、こうした取組というのは、いわゆるSDGsの2030アジェンダに沿った取組といった評価、位置付けをしております。

我々の県のレベルでつくっております環境基本計画あるいは地球温暖化対策計画についても、当然そういった国の政策ともリンクしながらやっているつもりでありますので、そういった意味では、委員おっしゃったように、ある意味では、一番SDGsの理念とか方針というのが色濃く反映されている、我々が携わったものであるという認識はそのとおりだと思っております。

そうした中で、先ほどもドイツの評価は、これも実施指針の中でも触れられているわけですが、その中にもエネルギー等々、気候変動、こういったものの達成度が低い。これから政府もフォローアップ、レビューをきちんとやっていくということでもあります。こういった計画を進めていくに当たって、そういったこともきちんと我々も注視しながら、PDCAでSDGsの整合性がきちんととれているということをチェックしながら進めていきたいと思っております。

そうした中で、今お話のあった全庁的なそういった取組についても、我々環境農政局がある程度先頭に立つような形で進めていきたいと考えています。前回も、垣根を取り払って全庁でやっていくべきだと思いますと答弁をしましたが、新たにそういう気持ちでやっていきたいと思っております。

赤井委員

是非、環境農政局が一番主導を持ってやっていただきたい。担当副知事がいらっしゃると思っておりますので、その辺についてしっかりと詰めていただきたいと思います。

続きまして、鳥獣被害対策支援センターの話について今回報告がありました。私の地元の平塚合同庁舎別館に今度できるわけなのですが、鳥獣被害対策に

ついでに職員の配置がどんな形になっていて、今回は平塚に一本化するということですが、連絡体制がそういうふうにならされるのか、人間まで全部来てしまうのか、その辺についてもう一回説明していただきたい。

自然環境保全課長

鳥獣被害対策に当たり、まず、これまでどうなっていたかというお話でございました。

昨年度まで、各地域県政総合センターが四つございます、ここにそれぞれの専門員を1名ないし2名、合計6名配置して、現地での支援ということを行ってまいりました。

これを今年度、お話のございました鳥獣被害対策支援センターのある平塚合同庁舎内に人員をまず集約いたしまして、より専門性の高い支援を行う体制としたところでございます。そうした人員・スキル・連絡体制の面で、より効果的な体制をつくったということでございます。

赤井委員

今回の体制ということですが、常勤、リーダー1名、鳥獣被害対策支援マネージャー1名、主査、農業1名、主任技師、林業1名、あと非常勤ということですが。この鳥獣被害対策支援マネージャーとは余り今まで聞きなれないネーミングなのですが、こういう資格を持った方について国家資格があるのか。これはどういう方なのでしょう。

自然環境保全課長

鳥獣被害対策支援マネージャーは職としてのいわゆる呼び名、呼称でございます。これまで、民間企業や県の実務におきまして様々な野生鳥獣の生息調査や被害対策に携わった、こういった実務経験がございます。本人は狩猟の免許などは持ち合わせておりますが、特段資格免許職ということではなく、これは職名として、通称名として管理職を呼びならわしてございます。

赤井委員

さらには非常勤ということで、4分の3の意味がよく分からないのですが、非常勤である鳥獣被害対策専門員は、これも何か国家資格があるのかと思うのですが、この支援マネージャーと専門員の違い、さらに非常勤というのはどういうことなのか、地域別担当者を定めているとか、この辺についての運用はどういう形になっているのでしょうか。

自然環境保全課長

まず、鳥獣被害対策支援マネージャーは、先ほど答弁させていただきましたとおり、専門的な知見を有するという事で、専門員の指導的な立場でございます。この非常勤職員であります専門員に対しまして助言や指導を行いながら、マネージャーは、より統括的な任務を行うといったことであります。

なお、4分の3の処置といいますのは、勤務時間がフルタイムの常勤ではなく、非常勤の職員であるという勤務時間の時間数を表示したものでございます。

赤井委員

この支援マネージャーとか鳥獣被害対策専門員の方々の業務内容として、地域ぐるみの対策支援と出ているのですが、これも余り今まで聞きなれない言葉だと思うのです。この地域ぐるみの対策に対しての支援について17ページに出

ております。この地域ぐるみの対策とは、どういうことなのでしょう。

自然環境保全課長

地域ぐるみの対策を立ち上げる、支援をする組織でございますが、これは農業関係の方、住民の方、農業団体、行政、こうした関係者が一体となって有効な対策を勉強し、調査をし、実行していくといった関係者一丸となった取組のことを、鳥獣被害対策の分野で呼んでおります。こうした地域ぐるみの対策の支援を行うための支援センターと考えてございます。

赤井委員

この地域ぐるみの対策でモデルとなる取組をしていくということで、様々な地域をモデル地域として取り組んでいくことになっているようなのですが、重点取組地区ということで、10地区から、18ページに出ているこの6地区が重点取組地区に選定されています。10地区のうち6地区に選定をしたわけ、それから10地区全部について何で、せっかくやってくれと言ってくるのですから、全部入れてよかったのではないかと思うのですが、その辺についての根拠をお聞きします。

自然環境保全課長

このたびの地域ぐるみの支援に当たりましては、幾つかの選定の決定に至るまでの視点がございまして、代表的なものとしたしましては、これまで地域ぐるみでの対策が行われていなかった地域、あるいは人身被害が懸念される、また外来生物の被害の初期段階である、また他の農業施策との相乗効果の期待、こんなような視点を持ちまして、今回の6地区を重点的に支援させていただく地域として設定させていただいたところでございます。

また、市町村から御推薦をいただいたものの、この6箇所には該当はしなかったという地区が4箇所ございます。こちらにつきましては、これまで、こうした地域ぐるみ支援を行っていたその地域での対策の継続や、あるいは隣接する地域に面的に拡大をした、こんな地域もございましたので、引き続きアドバイスや技術的な支援は行っていきたい、重点地区でない地域につきましても、引き続き支援を継続してまいりたいと考えております。

赤井委員

19ページのニホンザルに効果的な追い上げ手法というようなことで、ICT技術、追い上げ手法等の検討ということで、GPS首輪を着けるだとか、それから、次の20ページには、ドローンを活用した様々な方法が出ています。

先日も、たしかニュースでやっていたのですが、ドローンを活用してサルを追い上げていくということが出ていたのですが、これとは違うのです、集落環境調査もよく分からないのです。ドローンを活用してサルを追い上げるということを行っているのですか。

自然環境保全課長

サルを追い上げるについてのドローンの活用について、昨年度、年が明けた2月になります、試験的に産業労働局で行われている事業におきまして、サルを追い上げる実験を実施したところでございます。

委員の御指摘があった資料にあります集落環境調査と申しますのは、直接的な追い上げということではなく、鳥獣被害対策を地域で進めていただく上での

一つの負担として、周辺集落の調査は、やぶ刈り払いを行うべきであるやぶとか、鳥獣のひそみ場所になるような草むら、こうしたところを上空からのドローン空撮などにより調査を行っていく、こういった事業の実施を予定しているものでございます。

赤井委員

昨年は産業労働局でやられたということなのですが、今申し上げたように、ドローンを活用してのサルの追い上げ等、環境農政局でも是非やられたらどうかと思いますので、提案をさせていただきます。

私からの質問は以上であります。